



学校だより

わくわく登校 いきいき活動 にこにこ下校

No. 1

令和8年4月10日発行
千葉市立越智小学校

新年度のスタートにあたって

校長

校門の桜に迎えられ、本日入学式が無事行われました。12名の新生を迎え、これで越智小学校は7学級76名の子どもたちが全員揃って令和8年度のスタートを切ることができました。

豊かな自然あふれる越智小には長年しっかりと手入れ管理された「ビオトープ」があります。毎朝カルガモのつがいも現れているそうです。もしかすると、今年は産卵後の子ガモの隊列も見られるかもしれませんね。今からとても楽しみです。

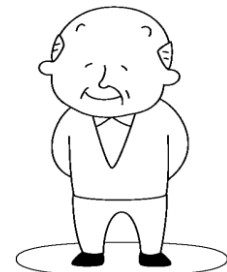
また、越智小には広い校庭もあります。休み時間には子どもたちと校庭を走り回り、気持ちの良い汗を流したいと思います。子どもたちや地域の為、情熱と誠意をもって精一杯頑張りますので、変わらぬご支援ご協力をどうぞよろしくお願い致します。

学校教育目標

自ら考え 自ら学ぶ そして実践する子どもの育成

【目指す児童像】

- お 思いやりの心を持ち
- ち 知恵を出し合い
- の 伸びようと
- こ 根気よくがんばる子



子どもたちの豊かな成長のために学校教育目標を掲げ、職員が一体となり様々な教育活動に取り組んでまいります。とくに、自ら考えて行動する主体性を子どもたち一人一人に身に付けるべく、問題解決型の学習に力を入れていきます。また、教員一人一人が教材研究や校内研修での取り組みを通して、授業改善を図り「わかる授業」を推進していきます。校内研究では豊かな表現力の育成を目指し、言語活動を中心とした学習やICTの効果的な活用等を柱に取り組んでまいります。

「教育は人なり」まずは我々職員が子どもや保護者の皆様に信頼されることを念頭に、越智小学校の子どもたち一人一人の健やかな成長に寄り添っていきたいと思います。また、家庭と学校と地域がしっかりと連携し、子どもたちを見守っていくということも重要です。些細なことでも情報・相談などがありましたら、お早めに担任等にご連絡ください。どうぞよろしくお願い致します。

4月の行事予定

- 8日(水) 着任式・始業式
- 9日(木) 入学式前日準備
- 10日(金) 入学式
- 12日(日) めだかの会定例作業
- 13日(月) 給食開始(2～6年) 発育測定・視力・聴力検査(4～6年)
- 14日(火) 発育測定・視力・聴力検査(1～3年)
- 15日(水) 尿検査提出 交通安全教室(1～4年)
- 16日(木) フッ化物洗口説明(1年)
- 20日(月) 委員会活動 1年給食開始
- 21日(火) 避難訓練
- 22日(水) なかよし出合いの会(OCT)
- 23日(木) 全国学力学習状況調査(6年)
- 24日(金) 学級懇談会 移動教室説明会(5年)
- 27日(月) 方面別集団下校 地域訪問 全国学力学習状況調査意識調査(6年)
- 28日(火) 地域訪問 なかよし交流会(せせらぎ)
- 29日(水) 昭和の日

☆4月のカウンセラー相談日

【8:45～11:15】 17日 24日

保護者の方のみでもお子さんが一緒でも、また、お子さんのみでも大丈夫です。ちょっとでも気になることがありましたらご連絡ください。

※ご予約は教頭〈294-7851〉へ



～お知らせとお願い～

○学級懇談会について

24日(金)に学級懇談会を行います。学級懇談会では、担任より令和7年度の学習の予定、子どもたちの様子などをお伝えします。新しい年度をスタートするにあたり、学校と保護者の皆様とが共通理解のもと教育活動を行う上で大切な機会となりますので、ぜひご参加ください。

○ご協力お願いします

送迎の際、校門付近での駐停車は交通の妨げとなりますのでおやめください。特に、雨天時は傘で視界が狭くなることに加えて、送迎の車も増え、大変危険です。ぜひ、校門から離れた場所での乗り降りのご協力をおねがいします。また、いつも子どもたちの安全を見守ってくださっているセーフティウォッチャーさんへのあいさつも忘れずにするよう、ご家庭でもお声かけをお願いします。

○生命(いのち)の安全教育月間

千葉県は、子どもたちが性暴力の加害者や被害者、傍観者にならないよう、教育・啓発活動の充実を進めています。毎年4月を「生命(いのち)の安全教育月間」として子どもたちに生命の尊さやすばらしさ、自分や相手を尊重し大事にすること、一人一人が大事な存在であることを伝えています。※参考：文部科学省HP「生命(いのち)の安全教育について～保護者の皆さんへ～」

https://www.mext.go.jp/content/20210805-mxt_kyousei02-000014005_2.pdf

○学校における合理的配慮の提供について

平成28年4月1日から公立学校において、合理的配慮の提供が義務となっております。合理的配慮は、子どもに合った必要かつ適当な変更及び調整で、特定の場面において必要とされ、過度な負担を課さないものです。学校に合理的配慮の提供を求める場合には、学校に申し出てください。